

令和7年度第2回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年5月15日(木)
午前9時30分 ～ 午前10時30分
場 所 菊川ふれあい会館 2階 中小ホール

会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18 名
現 在 数 18 名
出 席 総 数 16 名
欠 席 総 数 2 名

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	出席
2	木村 貴志子	出席
3	新久保 克己	欠席
4	松倉 公一	出席
5	田崎 育子	出席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	欠席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	河本 肇	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

本会議に出席した事務局職員

事務局長外5名

傍聴人なし

令和7年度第2回総会

(開始時刻 9 時 3 0 分)

事務局（小田事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数 18 名のうち、本日出席の委員は 16 名、欠席委員は 2 名でございます。

したがって、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項」の規定に基づき、本日の総会が「成立いたしますこと」をご報告申し上げます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第 6 条及び第 7 条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告がありましたように、出席委員が過半数を超えています。本日の総会は成立いたしますので、「令和7年度第2回定例総会の開会」を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第 19 条第 2 項の規定に基づきまして私のほか 2 名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号 1 番、阪田実委員と、議席番号 2 番、木村貴志子委員のご両名を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第 1「議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（佐々本事務局次長）

ご説明いたします。以降、着座にてご説明いたします。

総会議案書 1 ページをお開きください。1 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は、田 1 筆で、面積は、621㎡、位置図は 4、5 ページ、公図は、6 ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所室津支所から東南東へ、約 4 6 0 m に位置する過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、農業後継者がいないという譲渡人の要望に譲受人が応じ、農業経営の安定を図るものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から、XXXXXXXXXX の距離に位置しており、譲受後は、水稻を栽培する予定で、贈与による所有権の移転となっております。

1 ページに戻りまして、2 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は、田 2 筆で、合計面積は、5, 9 7 9 m²、位置図は 7、8 ページ、公図は、9 ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から北へ約 1. 3 k m に位置している過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、体調不良で耕作及び管理が困難な譲渡人の要望に、譲受人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から XXXXXXXXXX に位置しており、譲受後は、水稻を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

なお、譲受人は、自宅に隣接している自己所有農地を、住宅敷地の一部として利用していたことが判明したため、5 月 1 4 日付けで、農地法第 4 条の申請書が提出されております。

総会議案書 2 ページをお開きください。3 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は、田 2 筆で、合計面積は、3, 3 7 0 m²、位置図は 1 0、1 1 ページ、公図は、1 2 ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊田総合支所から北西へ約 2 k m に位置している過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、相続で取得したものの管理できずに困っていた譲渡人の要望に、経営するカフェで使用する野菜を自分で栽培したいと考えた譲受人が応じ、近隣の農業者の指導のもと、新規に農業を始めるものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から XXXXXXXXXX、譲受後は、ナス等の野菜を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

なお、農機具は、当面の間、近隣の農業者から借り受け、耕作する計画となっております。

2 ページに戻りまして、4 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は、田 3 筆と畑 4 筆で、合計面積は、7, 6 2 6 m²、位置図は 1 3 ページから 1 8 ページ、公図は、1 9 ページから 2 4 ページをご覧ください。

申請地は、J R 山陰本線福江駅から、北北東へ約 7 0 0 m から 9 6 0 m に位置している農地と、福江駅から北東へ約 5 0 0 m から 7 0 0 m に位置している農地で、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■ の 4 筆は、農業振興地域内の農用地で、残りの 3 筆は、農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は、農業後継者に生前贈与したいという譲渡人の要望に、譲受人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から■■■■に位置しており、譲受後は、水稻やネギ等の野菜を栽培する予定で、贈与による所有権の移転となっております。

総会議案書 3 ページをお開きください。5 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は、畑 1 筆で、面積は、2, 7 5 0 m²、位置図は 2 5、2 6 ページ、公図は、2 7 ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所安岡支所から北東へ約 1 k m に位置している過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、高齢のため維持管理できずに困っていた譲渡人の要望に、譲受人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から■■■■の距離に位置しており、譲受後は、甘藷や玉葱を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

なお、譲受人は、令和 6 年 2 月に取得した農地、1, 4 8 7 m²を、利用権設定により譲受人が■■■■に令和 7 年 1 月から貸し出しております。

3 ページに戻りまして、6 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は、田 1 筆で、面積は、3, 1 3 3 m²、位置図は 2 8、2 9 ページ、公図は、3 0 ページをご覧ください。

申請地は、J R 山陰本線宇賀本郷駅から南南東へ約 1 0 0 m に位置している農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は、高齢のため維持管理できずに困っていた譲渡人の要望に、譲受人が応じ、新規に農業を始めるものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から■■■■に位置しておりますが、■■■■の隣接地に位置しており、譲受後は、玉ねぎやサニーレタス等の野菜や梅、みかん等の果樹を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

なお、トラクターについては、■■■■が所有しており、事務局において確認させていただいております。

また、農機具の運搬については、軽トラックで行い、トラクターについては、知り合いの会社に運搬を依頼するとのことでございます。

3 ページに戻りまして、7 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおり

りでございます。

登記地目は、畑2筆で、面積は、652㎡、位置図は31、32ページ、公図は、33ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所彦島支所から西北西へ約3kmに位置している市街化区域内の農地です。

申請理由は、耕作が困難な譲渡人の要望に、叔父である譲受人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から■■■■■に位置しており、譲受後は、ブロッコリーや玉ねぎ等の野菜を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

農業委員会は、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、許可することはありませんが、4月の農地法関係事務に係る処理基準の改正により、農地法第3条第2項第1号の「全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合」の判断基準に「その他の農業に関する法令に違反しているか否か等も勘案して判断する。」ことが追加されました。

2番の譲受人の所有農地1筆が、現在農地法違反の状態ではございますが、国の解釈は、「直ちに不許可となるものではなく、違反の状況も考慮した上で、全部効率利用要件に抵触するか総合的に判断する」となっており、事務局は、2番の譲受人からは、既に農地法第4条の申請書が提出されていることから、農地法第3条第2項第1号には、該当しないと判断させていただきました。

以上により、全ての譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番及び6番の案件につきまして、議席番号10番、田上光義委員、報告をお願いいたします。

田上光義委員

議席番号10番、田上です。1番の案件について、ご報告いたします。令和7年5月8日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。譲渡人につきましては、昨年から続けて ████████ が亡くなり、██████ 申請人が譲渡しを希望したものです。譲受人は、麦を約3ha耕作しておられますし、農機具も保有しています。何ら問題ないと思われます。

6番の案件について、ご報告いたします。令和7年5月8日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。申請地はいびつな形の農地ではありますが、譲受人は隣接地で ████████ しており、玉ねぎやサニーレタスなどの野菜やみかんなどの果樹を栽培し提供したいとのことです。また、申請地は荒廃しておりますが、トラクターで耕起してから栽培するとのことです。将来的には耕運機も購入するとのことで、トラクターは事務局が確認をしております。何ら問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号12番、坂田謙祐委員、報告をお願いいたします。

坂田謙祐委員

議席番号12番、坂田です。2番の案件について、ご説明いたします。令和7年5月7日、農業委員2名、事務局職員1名で現地確認を行いました。現地は当該地を含め麦が作付けされている状態でした。譲渡人は農地を地元の法人に預けて管理をしておりましたが、体調不良のため諸々の管理が困難となり譲り渡すこととしたものです。譲受人は地元のベテランの農家さんであり、高齢ではありますが ████████ が農作業を手伝わされており、機械等の設備も揃っていることから何ら問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号15番、藤本康洋委員、報告をお願いいたします。

藤本康洋委員

議席番号15番、藤本です。3番の案件について、ご説明いたします。令和7年5月8日、農業委員2名、事務局職員1名で現地確認を行いました。現地確認時に譲受人に偶然会い、話を聞きましたが、譲受人は数年前に当地に移住して

■■■■■を開業しており、■■■■■で提供する野菜を自家栽培したいと考え、農地の取得を希望されたようです。元々■■■■■の開業時に、周りの環境を保つため隣接する申請地の管理を申し出て草刈等を行っていたようで、現地確認時もしっかり管理されており、譲渡人の希望を踏まえ今回の取得にいたったようです。譲受人は農業の経験はそれほどありませんが、近所に居住される担い手の方が指導と協力を約束されているようです。農地を有効に活用されると思われる、何ら問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、4番及び5番の案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

田崎育子委員

議席番号5番、田崎です。4番の案件について、ご報告いたします。令和7年5月9日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。申請地はJR山陰本線福江駅のある集落に点在していました。譲受人は■■■■■である譲渡人の要望に応じたもので、譲渡人は農業後継者である譲受人に生前贈与を行うものです。水稻を中心にハウス栽培のネギ等の野菜も栽培されており、譲受人はこれからの農業を受け継いでくれる方です。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

次に5番の案件について、ご報告いたします。令和7年5月9日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。申請地は済生会下関総合病院と旧農免道路に挟まれた所にある雑草の茂っている畑でした。譲受人はすでに、令和6年2月に安岡ヒルズの前に1487㎡の農地を取得し野菜を耕作しています。譲渡人は高齢のため維持管理が困難となり、他に委託先もないことから譲り渡すこととして、譲受人が応じたものです。営農計画には、農業の魅力を向上し、遊休農地の活用に尽力したいと記載されています。譲受人は■■■■■で、これからも農地を受け継ぎ、農業の将来を担ってくれるものと願っております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、7番の案件につきまして、議席番号2番、木村貴志子委員、報告をお願いいたします。

木村貴志子委員

議席番号 2 番、木村です。7 番の案件について、ご説明いたします。令和 7 年 5 月 9 日、農業委員 2 名、事務局職員 2 名で現地確認を行いました。申請地は、元々は花を作っていた所のように譲渡人の ████████ が作っていたようですが、数年前からはブロッコリーや玉ねぎ等の野菜の栽培を譲受人が手伝っていたようです。譲渡人は昨年申請地を相続したようですが、自分では耕作ができないことから ████████ である譲受人に譲渡しを申し出たものです。譲受人は軽トラックと草刈機を所有しており、今後も夫婦で耕作を行うということで何ら問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について」、原案のとおり「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第 2「議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（佐々本事務局次長）

それでは、ご説明いたします。総会議案書 3 4 ページをお開きください。1 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は、田 1 筆の一部で、転用面積は、3 0 0 m²、位置図は、3 5、3 6 ページ、公図は、3 7 ページ、土地利用計画図は 3 8 ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所から東南東へ約 1. 3 k m に位置する農地で、令和 6 年度第 1 1 回総会において、下関農業振興地域整備計画の変更についてご審議いただき承認いただいた農地で、令和 7 年 3 月 1 0 日付けで、山口県からの異議なし回答の通知があったことから、この度、申請書が提出されたものでございます。

申請地は、現在は農用地ではございますが、農用地区域からの除外後は、第 1 種農地となります。

該当条文は、議案書記載のとおりで、転用目的は、自己用住宅でございます。

申請理由につきましては、実家に居住していたものの手狭になったため、
[] 名義の土地を贈与してもらい、自己用住宅を建築するものであり、当該
土地が最適であったとのことでございます。

権利移動の区分は、贈与による所有権の移転です。

本案件の一体利用地は、市道加工部分のみで、下関市長あてに道路工事施工承認申請書が提出されており、確保は確実で、土地利用計画及び建ぺい率から見て計画面積は、適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、鉄筋コンクリート擁壁を設置する計画となっております。

汚水は、公共下水道で処理され、雨水のみ、既存の道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

当該土地は、第1種農地を対象とした農地転用ではございますが、農地法施行規則第33条第4号、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可基準を満たしていると考えられます。なお、本件は農用地区域からの除外後の許可となります。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号10番、田上光義委員、報告をお願いいたします。

田上光義委員

議席番号10番、田上です。1番の案件について、ご説明いたします。令和7年5月8日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。譲渡人と譲受人は [] で、[] していましたが手狭になったことから、譲受人が [] から土地の贈与を受け、自己用住宅の建築を計画したものです。事務局から報告があったように、汚水は公共下水道で処理され、雨水は道路側溝に放流されることから周辺の営農に支障はないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

す。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可について」、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

なお、本案件については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った後に許可とすることとします。

議長（山田会長）

次に、日程第3「議案第3号 現況確認について」をお諮りします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（佐々本事務局次長）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書39ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は、畑1筆で、面積は、372㎡、申請地の位置図は、40、41ページ、公図は、42ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線小串駅から西南西へ、約900mに位置する土地でございます。

令和7年5月8日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、申請地は周辺が宅地化されて孤立しておりましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第5号ウに該当し、「非農地」との判断になっております。

39ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、田1筆で、面積は、383㎡、申請地の位置図は、43、44ページ、公図は、45ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所勝山支所から北東へ、約2.2kmに位置する土地でございます。

令和7年5月9日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、現地調査時の写真のとおり、申請地は山林化しておりましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

39ページに戻りまして、3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、畑1筆で、面積は、52㎡、申請地の位置図は、46、47ページ、公図は、48ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所内日支所から南西へ、約 1.4 km に位置する土地でございます。

令和 7 年 5 月 8 日に、農業委員 2 名と事務局職員 2 名で現地調査を行いました結果、申請地は狭小、不整形な土地でありましたので、現況確認書交付事務取扱要領第 5 条第 4 号に該当し、「非農地」との判断になっております。

なお、現地調査申し合わせ事項により、現況確認書交付事務取扱要領第 5 条第 4 号アに該当する場合は、推進委員の確認は不要となっていることを申し添えます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1 番の案件につきまして、議席番号 10 番、田上光義委員、報告をお願いいたします。

田上光義委員

議席番号 10 番、田上です。1 番の案件について、ご説明いたします。令和 7 年 5 月 8 日、農業委員 2 名、最適化推進委員 1 名、事務局職員 2 名で現地確認を行いました。申請地は、JR 山陰本線川棚温泉駅と小串駅の間にあります。宅地に囲まれた孤立した農地です。柿の木が 1 本立っていました。先ほど事務局が説明しましたが、孤立した農地であることから現況確認書交付事務取扱要領第 5 条第 5 号ウに該当し、「非農地」と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、2 番の案件につきまして、議席番号 2 番、木村貴志子委員、報告をお願いいたします。

木村貴志子委員

議席番号 2 番、木村です。2 番の案件について、ご説明いたします。令和 7 年 5 月 9 日、農業委員 2 名、最適化推進委員 1 名、事務局職員 2 名で現地確認を行いました。申請地は灌木が生えており、山林化しておりました。タブレットをご覧ください。以前は耕作されていたようですが、現在は山林化しておりましたので、全員一致で「非農地」と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号7番、下田敏純委員、報告をお願いいたします。

下田敏純委員

議席番号7番、下田です。3番の案件について、ご説明いたします。令和7年5月8日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。申請地は、狭小、不整形で、かつ山林も迫っており、農地として適さないということで、全員一致で「非農地」と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第3号 現況確認について」、全て「非農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第4「議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画（集積）及び（配分）案に係る意見決定について」をお諮りします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に、議席番号■番、■■■■■■■■委員が該当していますので、退席をお願いいたします。

（委員 退席）

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（佐々本事務局次長）

それでは、ご説明いたします。総会議案書49ページをお開きください。

この案件は、地権者から農地中間管理機構が集積し、その農地を公募した借受け希望農家に配分することについて、下関市長から農用地利用集積等促進計画に係る意見を求められたものでございます。2段階方式の手続きに関するものとなります。

1 番、内容につきましては、50 ページから 54 ページの「1. 農用地利用集積等促進計画（集積）一覧表（令和 7 年 5 月 23 日公告予定分）」をご覧ください。

1 番は、貸し手である地権者から山口県農地中間管理機構が借り受ける農用地利用集積等促進計画の集積の内容となります。新規集積 55 筆、合計面積 112,629 m²です。

2 番、内容につきましては、55 ページから 57 ページの「2. 農用地利用集積等促進計画（配分）案（下関区域分）」と、58 ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況（下関区域分）」をご覧ください。

3 番、内容につきましては、59 ページから 65 ページの「3. 農用地利用集積等促進計画（配分）案（豊田区域分）」と、66 ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況（豊田区域分）」をご覧ください。

4 番、内容につきましては、67 ページの「4. 農用地利用集積等促進計画（配分）案（豊北区域分）」と、68 ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況（豊北区域分）」をご覧ください。

2 番から 4 番は、山口県農地中間管理機構から借受け希望農家に配分する内容となります。

別紙「議案第 4 号関係資料」の 1 ページから 3 ページに、集積に関する地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をまた、4 ページに地区別の配分に関する集計表をお示ししております。

いずれの案件も、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えられます。

今後の事務処理についてですが、本議案について「意見決定」をいただいたのち、下関市長に対しその意見の回答を行います。

その後、下関市長から山口県農地中間管理機構に対し集積案を提出し、機構から下関市長に対し認可申請がなされたのちに、令和 7 年 5 月 23 日付けで市が公告を行います。

配分に関しましては、下関市長から機構に対し配分案を提出し、機構から山口県知事に対し認可申請がなされたのちに、令和 7 年 6 月 27 日付けで県が公告を行う予定となっております。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

それでは、「議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画（集積）及び（配分）案に係る意見決定について」、原案のとおり「意見なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。よって本議案については、「意見なし」と決しましたので、その旨の意見を付して下関市長に送付いたします。

委員は着席をお願いいたします。

（委員 着席）

議長（山田会長）

次に、日程第5「議案第5号 農用地利用集積等促進計画（一括）の策定要請について」をお諮りします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に、議席番号番、委員が該当していますので、退席をお願いいたします。

（委員 退席）

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（佐々本事務局次長）

それでは、ご説明いたします。総会議案書69ページをお開きください。

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、山口県農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものであります。

詳細につきましては、70ページから91ページの「1. 農用地利用集積等促進計画（一括）一覧表（令和7年5月30日公告予定分）」をご覧ください。

法律の改正に伴い、令和7年4月1日以降の「相対の利用権」は「一括方式」に変更され、「農用地利用集積等促進計画（一括）の策定要請」を機構に対し行うことになり、その承認についてお諮りするものでございます。

今後の事務処理ですが、議案についてご承認いただいたのちに山口県農地中間管理機構に対し「策定要請」を行い、山口県農地中間管理機構から下関市長に対し「認可申請」が行われ、市において認可・公告を行って利用権設定の効力が開始されるものとなります。

別紙「議案第5号関係資料」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

それでは、「議案第5号 農用地利用集積等促進計画（一括）の策定要請について」、原案のとおり「承認」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって、本議案については、原案のとおり「承認」と決しましたので、農地中間管理機構である、公益財団法人やまぐち農林振興公社に、農用地利用集積等促進計画（一括）の策定について要請いたします。

委員は、着席願います。

（委員 着席）

議長（山田会長）

次に、日程第6「議案第6号 農地利用最適化推進委員の委嘱等の承認について」をお諮りいたします。

議案第6号を審議いただく前に、下関市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の評価結果の報告をお願いします。

小田事務局長

それでは、下関市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の評価結果につきまして、会長より評価委員会の副委員長の指名をいただきました私の方からご報告させていただきます。

吉見地区に欠員が1名生じたことにより、第1回農業委員会総会でもご報告させていただきましたが、3月17日から4月15日までの間、欠員補充に関する公募を行った結果、募集定員1名に対し農業関係団体から1名の推薦がございました。

この公募結果を受け、下関市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱第2条の規定に基づき、第1回農業委員会総会当日の午前11時40分から、ここ菊川ふれあい会館中小ホールにおきまして、候補者評価委員会を開催いたしました。

評価委員には、山田会長、田崎会長職務代理者、阪田実委員、岡本委員、そして私、小田の5名でございます。評価委員会には、評価委員5名全員の出席があり設置要綱第4条第2項に規定する委員会成立要件であります過半数以上の出席をいただきました。

評価委員会において被推薦者の農業関係団体での役員経験、募集地区におい

て専業農家であることのほか、「周辺の農家のほとんどが高齢のため農家を続けていくことが困難な状況にあり、担い手を発掘すること、農地利用を最適化することなど発展のために参加したい」という抱負が、推進委員として大いに活躍が期待できること、更に基礎評価及び評価委員による評価結果をあわせて審議した結果、推進委員候補者として適任であることを全員一致で確認し、候補者として選考いたしました。以上で、推進委員候補者評価委員会の評価結果について報告を終わります。

議長（山田会長）

評価委員会の評価結果を受けましたので、引き続き、議案第6号について、事務局の説明を求めます。

事務局（佐々本事務局次長）

ご説明いたします。総会議案書92ページをお開きください。議案第6号関係資料「農地利用最適化推進委員候補者リスト」もあわせてご覧ください。

ただいまの、評価委員会の評価結果のとおり、候補者の抱負は推進委員としての熱意を有しているだけでなく、推薦者からも「栽培班の班長として組合員の健康及び怪我のないよう作業全般の指示、実行をされているほか、電気、機械を多く扱う前職の経験を活かし、経費節減にも努めている」と推薦の理由を述べられております。

また、候補者は専業農家であり、地元農家が抱える諸問題や、地域における問題解決に向けたスキルを持っておられると思われます。

従いまして、事務局といたしましては、農地利用最適化推進委員として相応しい人材であると判断いたしました。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第6号 農地利用最適化推進委員の委嘱等の承認について」、承認される委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって、本議案については、提案のとおり承認といたします。

議長（山田会長）

次に、日程第7「議案第7号 下関市国民健康保険運営協議会委員候補者の推薦について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（佐々本事務局次長）

ご説明いたします。総会議案書93ページをお開きください。

これは、下関市長から農業委員会会長宛に、下関市国民健康保険運営協議会委員候補者について、推薦依頼があったことによるものです。

現在、下田敏純委員に務めていただいておりますが、令和7年6月30日をもって任期満了となりますので、令和7年7月1日から3年間の委員として適格である委員のうちから、岡本住子委員を農業委員会から推薦しようとするものです。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第7号 下関市国民健康保険運営協議会委員候補者の推薦について」賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。岡本住子委員、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、日程第8「議案第8号 農業委員会等に関する法律第37条の規定による情報の公表について」をお諮りいたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（佐々本事務局次長）

ご説明いたします。総会議案書95ページをお開きください。

農業委員会等に関する法律第37条において、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表をするよう規定されており、公表の方法といたしましては、農林水産省経営局長通知に定められた様式によりインターネット等を通じて行うこととされております。

議案第8号関係資料をご覧ください。令和6年度の実施状況につきまして記載しております。様式4及び様式6は、様式5を転記したものですので、様式5

によりご説明いたします。

様式5の1ページ目をご覧ください。

1「農業委員会の状況」として、令和6年度当初の「農業委員会の現在の体制」及び「農家、農地等の概要」を記載しております。

続きまして2ページ目「Ⅱ最適化活動の実施状況」をご覧ください。各項目の「現状及び課題」、「目標数値」は、令和5年度第12回総会にて「令和6年度最適化活動の目標の設定等」としてご承認いただいたものです。

「1 最適化活動の成果目標（1）農地の集積」の「③実績」は、令和6年度の新規集積面積は28haで、累計集積面積は2,536ha、集積率に対する達成状況は82.4%でございました。

続きまして3ページ目をご覧ください。「(2) 遊休農地の発生防止・解消」の「③実績」は、令和6年度の解消実績面積はなしで、達成状況は0%でございました。④その他は、農地の利用状況・利用意向に関する調査状況を記載しております。

「(3) 新規参入の促進」の「③実績」は、新規参入者への貸付等につきましては、10.6haで達成状況は、18.2%です。

続きまして4ページ目をご覧ください。「2最適化活動の活動目標」、「(2) 活動強化月間の設定」の「②実績」は、各委員にご協力いただいたものを記載しております。

続きまして5ページ目をご覧ください。「(3) 新規参入相談会への参加」の「②実績」につきましては、記載のとおりです。

次に「推進委員等の点検・評価結果」です。各委員の活動について、国の運用通知等に基づいて集計を行った結果を記載しております。

続きまして6ページ目をご覧ください。事務の実施状況ですが、各項目における令和6年度の状況を記載しております。

今回の総会で承認をいただきましたら、市のホームページにて公表するとともに、国、県等関係機関に報告をいたします。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第8号 農業委員会等に関する法律第37条の規定による情報の公表について」、原案のとおりとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって、本議案については、原案のとおり決しました。

以上で、審議事項はすべて終わりました。

議長（山田会長）

次に、日程第9「報告第1号」から日程第17「報告第9号」までを一括して、事務局より報告を求めます。

事務局（藤山事務局長補佐）

ご報告いたします。以降、着座にてご報告いたします。

総会報告書1から3ページ、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、11件ございました。

4から10ページ、報告第2号「農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」は、1件ございました。簡易な事項についての処理に関することにより専決により承認いたしました。

11ページ、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について」は、3件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

12ページ、報告第4号「現況確認について」は、2件ありました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、現況確認書交付事務取扱要領により現況確認書を交付いたしました。

19ページ、報告第5号「農地造成撤回届出について」は、2件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、受理書を交付いたしました。

20から21ページ、報告第6号「農地造成完了届について」は、3件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行っております。

22から24ページ、報告第7号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が11件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

25ページ、報告第8号「農地の転用事実に関する証明について」は3件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。既に農業委員による現地確認は終了していたしましたので、提出された書類にて農地以外である旨が確認でき

ましたので、証明証を交付いたしました。

26から27ページ、報告第9号「事業進ちょく状況報告及び完了報告について」でございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。全ての案件について農業委員による現地確認が終了しております。

最後に、第1回総会でお配りいたしました、報告第1号関係資料⑤でございますが、印刷ミスがございましたので、訂正分をお配りしております。大変申し訳ございませんでした。

以上、ご報告いたします。

議長（山田会長）

事務局の報告が終わりました。

ただいまの報告第1号から第9号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして「令和7年度第2回定例総会の閉会」を宣告いたします。

（終了時刻10時30分）

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....